

「3業種の三重県特定（産業別）最低賃金が令和4年12月21日から改正発行されます」

三重労働局長は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から10月21日に三重県電線・ケーブル製造業など3業種に係る特定（産業別）最低賃金をそれぞれ現行額より下記のとおり引き上げる答申を受け、11月21日に官報公示が行われました。

なお「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」および「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」については、三重県最低賃金933円を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます。

特定業種（「三重県電線・ケーブル製造業」「三重県電気機械器具等製造業」「三重県輸送用機械器具等製造業」）に該当される方は最低賃金が異なり、令和4年12月21日より適用となりますのでご注意ください。

#### ●改正額

- (1) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金  
時間額 970円（現行額942円、引き上げ額28円、引き上げ率3.0%）
- (2) 三重県電気機械器具等製造業最低賃金  
時間額 952円（現行額927円、引き上げ額25円、引き上げ率2.7%）
- (3) 三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金  
時間額 987円（現行額962円、引き上げ額25円、引き上げ率2.6%）

#### ●お問合せ先

三重労働局 労働基準部 賃金室  
TEL：059-226-2108

#### ●参考資料

- ・三重労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news\\_topics/houdou/chingin\\_shingikai\\_20221121\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/houdou/chingin_shingikai_20221121_00001.html)